

令和8年1月23日（金）13：00～16：05

長野県自治会館 2階「大会議室」

1 開会

（小松事務局次長）

定刻となりました。それでは、ただ今から副市長・総務担当部長会議を開会いたします。座長選出までの間、事務局で進行させていただきます。本日の出席者は資料2ページの名簿とおりであります。このうち、松本市の高野総合戦略局長はご欠席となります。なお、安曇野市副市長につきましては、現在欠員となっておりますのでご承知ください。また、本日の会議ですが、非公開の部分を除き、会議録をホームページ上で公開することとしております。事務局において作成した会議録を市長会ホームページに掲載させていただきますので、ご承知ください。

2 来賓紹介

（小松事務局次長）

はじめに、ご来賓を紹介いたします。本日は、たいへんお忙しい中、県企画振興部市町村課の石澤課長をはじめ、市町村課の皆様にご出席いただいております。ありがとうございます。誠におそれ入りますが、資料の「出席者名簿」によりご紹介に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。なお、石澤課長におかれましては、衆議院選挙に関係します急なご公務が入り、途中で退席させていただきますのでご承知ください。

3 座長選出

（小松事務局次長）

それでは、これから議題の審議に入らせていただきます。座長につきましては、慣例により、長野市の西澤副市長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし、との声あり）

（小松事務局次長）

ありがとうございます。それでは、西澤市長、座長席にご移動いただき、進行をお願いいたします。

4 議題審議

（西澤長野市副市長）

長野市副市長の西澤でございます。ご指名でございますので、本日の会議の座長を務

めさせていただきます。それでは、早速、議題審議に入ります。はじめに事務局から、審議等の進め方について、説明してください。

(福田事務局長)

市長会事務局長の福田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。私も着座でご説明申し上げます。まず、会議日程でございます。1時から午後4時までということで4時頃までに全ての会議事項を終えたいと考えております。途中休憩を挟みまして、各種提出議題、事務局からの報告事項の順で審議等を行いまして、最後に1件の施策説明などがございます。本日の議題でございますが、会議資料の4ページから7ページに一覧として掲載をしておりますが、新規15議題、再提案12議題、計27議題となっております。各市提出議題の審議の進め方につきましては、効率的に意見交換ができますよう、会議運営の方針に基づきまして、新規議題は全て個別審議、再提案議題は提出市から希望のあった1議題のみ個別審議、残る11議題は一括ご審議をいただきます。なお各議題の詳細は8ページ以降になりますが、左上に議題番号を記載しておりますのでご確認をいただければと思います。それから提案市におかれましては、各議題の審議の際に補足説明等がございましたらご発言をお願いいたします。その後、県からのご意見等をお聞きした上で、質疑応答、採決と進めていただきます。なお、提案要旨の朗読は時間の関係上省略をさせていただきます。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは、ただ今の事務局からの説明のとおり審議を進めさせていただきます。なお、各市から提出されました議題につきましては、4月の「第158回市長会総会」への提出の取扱いにつきましても決定したいと思っております。有意義な会議となりますよう、ご協力をお願いします。それでは、議題目次に基づき進めてまいります。

(1) 議題1 (8ページ)

(西澤長野市副市長)

議題1「国勢調査における市区町村の負担軽減について」を議題とします。提案市の飯田市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(高田飯田市副市長)

それではお願いいいたします。飯田市の副市長の高田でございます。よろしくお願いいいたします。令和7年は国勢調査の年でありまして、各市とも大変ご苦勞もあったのかなと思っております。私どもも令和2年と比べると非常に事務負担が大きくなったなということを感じております。住民の意識と変化しまして、調査に非協力的な住民もいらっしゃいますし、非常に対面での調査は困難になってきているということもあります。そうした状況の中で、調査員の確保も大変難しくなっているということもありますし、そ

れから、調査の精度を低下させないために、市町村職員が最後に補正作業もあるわけですが、そうしたところとも非常に大きな負担になってきているとこともあって、そうした状況から、国勢調査の調査方法そのものの見直しも含めて、市町村負担の軽減に繋がるような制度の改善を要望したいという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(波場統計室課長補佐)

企画振興部総合政策課統計室の波場と申します。県としての見解を申し上げます。国勢調査の実地調査に関する事務は、地方自治法に基づく法定受託事務と位置づけられておりまして、都道府県や市町村が担当しております。また、国の基幹統計調査において、地方公共団体が行う事務の具体的な内容は、個々の基幹統計調査ごとに、国勢調査令などの政令で定められております。なお、調査に要する経費は、地方財政法第10条の4により、国が全額支出することとされております。調査を実施する際、調査員の高齢化等に伴う人員確保の困難、また、不在世帯の増加や詐欺等への警戒による回答拒否など、調査環境が厳しくなっている状況は、県内及び全国において共通の課題であるところでございます。こうした中、国の統計調査の調査方法の見直しにつきましては、都道府県統計連絡協議会が毎年度、国要望を行っており、現在調整中の令和9年度要望文の中では、最重要重点要望として、現在、都道府県の統計主管課を経由して実施している統計調査で、調査員調査を採用しているものについては、行政記録情報や民間企業等が保有するビッグデータの活用、業務の民間委託等を積極的に推進し、準備調査を含め、原則、統計調査員を介さない調査方法とすること、また、統計制度確保の観点等から、やむを得ず統計調査員の活動が必要な場合は、各調査の実情等を踏まえ、必要最小限とすること、その際、調査や調査の必要性の根拠を明確に示すとともに、調査実施後の検証を行い、その結果を踏まえ、不断の見直しを行うことなど、具体的な文言が追加されているところでございます。県としましては、市町村の負担軽減に向け、地方自治体ができる工夫や改善を共有するなどの支援を図り、また、調査に係る経費負担につきましては、引き続き、市町村交付金の適切な執行に努めていく所存でございます。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

ご意見等がないようですので、質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声があり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(2) 議題 2 (9 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 2 「eL-QR を活用した公金収納の適用範囲の拡充について」を議題とします。この議題は、岡谷市、諏訪市、茅野市の共同提案でございます。まず、代表市の茅野市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(柿澤茅野市副市長)

茅野市の柿澤です。よろしくお願いいたします。現在、諏訪地域 6 市町村では、介護保険事務は諏訪広域連合が保険者となってその運用しているところです。諏訪広域連合の取り扱う窓口納付については、令和 6 年度 1 万 5862 件あり、今後 eL-QR の記載がないその手数料は金融機関によっては 1 件 400 円といった情報もあり、介護保険特別会計に大きな影響が及ぶものと考えられます。eL-QR は地方税法の体系に依存した仕組みのため、広域連合や一部事務組合が除かれるということでもありますけれども、総務省は eL-QR を活用した公金収納について三つのメリットの実現を目指すものとしています。一つとして、住民、事業者の利便性の向上、二つとして、金融機関の事務負担の軽減、三つとして地方公共団体の事務負担軽減の三つのメリットであります。広域連合や一部事務組合という特別地方公共団体も対象とすることが住民の利益にもかなうことから、この提案をさせていただいたところでもあります。よろしくお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

共同提案市の皆さんから補足説明はございますか。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(石澤市町村課長)

市町村課長の石澤でございます。県の見解でございますが、当該事務につきまして、やはり今ご紹介ありましたとおり、相当の取り扱い件数がございますので、eL-TAX を活

用するという事はやはり一定の効果があるものと考えております。国においては、拡大につきまして昨年の11月時点で回答いただいているものから引いてまいりますと、今後の活用状況ですとか、地方公共団体からの意見を踏まえ、検討する必要があると考えていると、この公金納付の拡大について、総務省の方でも、効果あるじゃないかというふうに考えていただいているようなふしが見られるところがございますので、今後の活用状況、あるいは地方公共団体からの意見により、可能性があるというふうに回答いただいておりますので、県といたしましても、機会を捉えて、今回ご要望いただいたような状況について、総務省担当課にしっかり伝えてまいりたいと考えているところがございます。以上です。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(柿澤茅野市副市長)

ご説明がありましたように、地方の声が上がっていけば拡大の機会があるということです。そのことで多くの意見が、もし集約できればありがたく思います。

(西澤長野市副市長)

ご意見等が出尽くしたようですので、質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(3) 議題3 (10ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題3「寒冷地手当の支給地域見直しに係る要望について」を議題とします。この議題は、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、佐久市の共同提案でございます。まず、代表市の佐久市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(畠山佐久市副市長)

佐久市です。よろしくお願いたします。寒冷地手当の支給地域見直しに係る要望ということでございまして、ご承知のとおり、地方公務員の寒冷地手当の支給につきましては、国に準拠するというところでございます。この度、気象庁のデータの入れ替えといましようか。これによりかなりの市町村において、寒冷地支給地域ではないとされたところがございます。これについて気象庁のデータが推計値であって実態にそぐわない

という部分があるということ、また生活費等を補填するように暖房燃料費等の補助として支給される生活関連手当であるという点から考えましても、この実態にそぐわない運用につきまして見直しをしていただきたいということでございます。ご承知のとおり、この級地に基づく考え方につきましては、普通交付税の方にも需要額において影響があるわけでございます。その点についても、この寒冷地のこの基準についての見直しをお願いしたいということでございますし、また昨今の我々の自治体の人材確保という部分からしましても、この同じ経費がかかっている中での手当の見直しという改悪というものについて、見直しを求めるということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

共同提案市の皆さんから補足説明はございますか。

(藤沢岡谷市副市長)

岡谷市も同様な状況なのですけれども、実は岡谷市は諏訪湖のまわりの諏訪市、下諏訪町、辰野町といった3市町村みんな支給対象地域なのです。そんな中で唯一、真ん中の岡谷市だけが今回非該当というようなところでもございまして、客観的に見ても多分岡谷市が、一番雪が多いのではないかとというようなところもあるところもございまして、ぜひこの点はしっかりと要望していきたいと思っておりますので、ぜひともご賛同いただきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございます。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(石澤市町村課長)

引き続き市町村課から方からお答えをさせていただきます。今それぞれご意見いただきましたとおり、この寒冷地手当の支給地域の見直しにつきまして、様々な課題が指摘されているところでございます。県におきましても、当然のことながら今回の見直し、県の制度にも影響を与えておるところでございまして、地域の実情に応じた柔軟な級制度の構築、こういったものが必要になってくるだろうという認識に立ちまして、昨年11月に総務省に対しまして、特別交付税の減額規定の廃止、それから地域の実情に合わせた給与制度の容認と必要な法令改正について、要望をさせていただいたところでございます。特別交付税の減額規定の廃止につきましては、令和7年12月16日の参議院の総務委員会におきまして、自治財政局長から、今年度から廃止する方向で検討している旨発言があったところでございます。いずれにいたしましても、この減額規定の廃止に係る動向を注視しつつ、なかなか手当制度の構築データの取り方ですとか、制度設計、いろいろな制約がある中でどのように地域の実情に合わせていくか、制度設計は難しい課題と捉えております。地域の実情に合わせた給与制度を承認いただき、必要な法令改

正に係る要望については、県としても引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(竹内中野市副市長)

中野市の竹内でございます。この件につきましては提案された現況及び課題のところにも記載いただいているように、実は中野市も大半が最大積雪深0センチということで全く実態とかけ離れておりまして、非常にこの問題がある制度対応かなというふうに考えておりまして、実は昨年7月、この4市のほかに長野市も含めて6市で、総務省に要望書を提出した経過がございまして、実はその経過を若干見守っていたところもございまして様子を見ていたのですけれども、こういう形で今回提案されるということで採択されるということになれば、ぜひ、歩調を合わせて中野市それから長野市さんも、いかがでしょうか。ぜひ6市でまた共同提案を加わらせていただければと思います。よろしくをお願いします。

(西澤長野市副市長)

長野市も、本庁舎と長野県庁との間が2キロないくらいの距離なのですが、長野県庁の方は支給対象、長野市役所の方は支給対象外という事情もございまして、そんなような状況もございまして、ぜひ長野市も今回の御提案に賛同し、提案市として加えていただきたいと考えます。よろしくをお願いします。

(西澤長野市副市長)

他にご発言はよろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、質疑を終了し、原案のとおり採択し、一部提案市を追加した上で市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(4) 議題4 (12 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題4「税制改正に伴う地方税収減収に対する財源措置及び情報提供について」を議題とします。提案市の茅野市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(柿澤茅野市副市長)

茅野市です。お願いします。この提案でありますけれども、令和8年度の国の地財計画では税制改正、基礎控除額の引き上げ等による影響への対応について、特段の記載がありません。物価高騰等の影響を受ける住民の負担軽減や働き手の不足の解消、特に若者世代の社会保険料も含めた負担感の軽減に向けて、税制改正の必要性については理解するものの、それに伴う地方税収の減少に対応した措置が講じられなければ、安定した行政運営に支障が生じてしまいます。税制度の仕組みを変えるならば、その前提として国の財政と地方の財政のあり方を十分議論して設計すべきものだと思います。その上で提案としましては、具体的に税収減に対する恒久的な財源措置を講ずることなどを要望することとしましたので、よろしく願いいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(石澤市町村課長)

引き続き市町村課の方からお答えをさせていただきます。まず、令和7年度及び8年度の税制改正における個人住民税の改正、これ茅野市さんの方からもお話ありまして、物価高への対応ということで、給与所得控除の引き上げによりまして国民生活下支えしつつも、物価調整を行う、こういった性格のものになっております。そうしたことからいわゆる物価調整というようなことも踏まえて、特段の財源確保措置を要しない、というふうに整理されているというもので承知しております。いわば物価高騰による税収増そういったことにも繋がってくるのでというようなことが背景にあるのかなというふうに考えているところです。一方でやはり個人住民税というのは地域社会の会費的な性格があるというもの、こういったことを県の方でも十分承知をしているものでございます。従って国税である所得税の基礎控除、こういったものの改正とは必ずしも連動しない、こういった対応がこれまでもとられてきているところでございます。また、この改正に当たっては、住民サービスですとか、あるいは地方税財源への影響にも十分配慮していただくことが必要だと考えているところでございます。令和8年度の税制改正大綱、いわゆる大綱を受けまして、全国知事会にはなりますが、今後の個人住民税の諸控除等について検討される際には、地方の意見を踏まえつつ、地方の担う行政サービスに支障をきたすことがないように、国の責任において代替となる恒久財源の確保の必要性も含めて適切に検討いただくよう強く求めるというふうに、今回改正を受けて表明しているところでございます。一方で、例えば環境性能割の廃止ですとか、揮発油税等の当分の間の税率廃止による地方税の減収分、こういったものにつきましては、令和8年度におきましては地方特例交付金により、全額を補填すると、令和9年度以降の確保措置については引き続き具体的な措置を検討するというふうにされておきまして、こういった点につきましては国においても一定の配慮をしていただけるものというふうに考えております。引き続き、税制改正の関係につきましては、国の動向を注視しながら、国から

の情報は速やかに皆様にも情報提供をさせていただきたいと思っておりますし、また地方税財源に大きな影響を生じるような改正につきましては、地方の意見を事前に確認しながら責任ある議論を丁寧に進める、こういったことについて、しっかり求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

ご意見等がないようですので、質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(5) 議題 5 (13 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 5 「公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について」を議題とします。提案市の須坂市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

記載のとおり現行の学級編制基準では通常学級が 35 人以下で、算定されておりますけれども、特別支援学級の在籍者数を含め 35 人を超えた場合には、国においては定数の改善を行うことを要望するものでございます。また県においては、国の定数改善に関わる新たな加配制度の整備を要求するものでございます。これにつきまして、通常の学級の学級編制においては、特別支援学級に在籍する児童・生徒が別枠としていて、人数カウントされていないわけでございます。そのために、交流及び共同学習する際には、1 学級 35 人を超えた人数で通常学級の授業を 1 人の担任職員が行うことになるだろうと思います。そこで、児童・生徒数が 35 人以上となる場合にあっては、加配職員が入ることによって指導・支援の幅を広げることができますので、これについて加配を配置してもらいようをお願いするものでございます。つきましては、国に対する要望と県に対する補助をあわせてお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(藤木義務教育課長)

義務教育課の藤木と申します。よろしくお願いいたします。学級編制基準につきましては、いわゆる義務標準法において定められている数を標準として、県基準を定めておりまして、小中ともに通常学級においては35人、特別支援学級においては8人を基準としているところでございます。特別支援学級に在籍する児童・生徒が、学級に戻って学ぶ場合において、35人を超える状況が生じていることは承知をしております。また、特性をお持ちの児童・生徒に対しまして、発達障害支援や不応適支援などの特別加配を行っております。従ってこれ以上の教員を配置することは加配としては困難であるため、ご理解いただければと思っておりますが、加配定数の改善につきましては、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。また特別支援学級に通う児童・生徒が、通常学級で学ぶことは、ともに学ぶ環境として意義あると考えている一方で、35人を超えた状態が常態化しているなどの場合におきましては、その運用が適切に行われていない可能性もあると考えます。服務監督者である市町村教育委員会の責任としまして、就学判断をはじめとした児童・生徒の学びの場の適切な見直しを引き続きご指導いただければと思っております。なお、特別な指導を必要とする児童生徒に対しましては、通常学級に在籍しながら、自立活動や国語、算数などを個別に学ぶことができる通級指導教室の整備を県としても進めておりまして、この2年間で48教室増設したところでございます。特別な指導を必要とする児童・生徒が通常学級に在籍した場合においても、通級指導教室を利用することで、必要な指導を受けることができます。通級指導教室を利用する児童・生徒を含めて35人を超える場合におきましては、これは2学級編成となります。そういったことも踏まえまして、児童・生徒にとって学びやすさが実感できるよう学びの場の見直しを進めていただければと思えます。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

県の実情は分かりますが、例えば通常学級において、交流及び共同学習する際には、その障害者も含めて35人以上になる。その際には加配職員がつかないということでございますので、その際にはぜひ付けてもらいたいという要望であります。

(藤木義務教育課長)

特別支援学級の児童・生徒が戻って35人を超えることのみをもって加配するということを今のところはしておりませんが、ただし、1人1人の児童・生徒の特性だとか、学級の状況等を加味しながら、先ほど申し上げました発達障害支援や不応適支援等の加配はございますので、その都度状況を報告していただき、ともに考えさせていただけれ

ばと思っております。

(中澤須坂市副市長)

今の話にあったとおり、発達障害支援についている職員がいることはわかっているのですが、その職員が、例えば通常の学級において交流とか共同学習する際にはそこについてもらえばいいですけど、その他の職員については、今までの特別支援学級の方にも何人かいるわけで、そちらの方に付いてしまって、もちろん付かない場合が生じますので、35人以上になる場合には職員を何とか付けてもらうようお願いしたいということでございます。この点については特に重要だと思いますので、よろしくお願いたします。

(西澤長野市副市長)

課題として情報を得ながらご検討いただければと思います。それでは、本件につきましてはこれで質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(6) 議題 6 (14 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 6 「中学校部活動の地域展開における夜間照明施設整備の負担軽減について」を議題とします。提案市の松本市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(中野松本市副市長)

松本市です。よろしくお願いたします。中学部活動の地域展開につきましては、各市の皆様とも、鋭意取り組んでいらっしゃると思います。松本市におきましても、8年度末に、平日の部活動から地域移行を目指しております。その中で活動場所というのが大きな課題になっております。特に屋外スポーツで人気あるサッカーや野球などございまして、現状は学校の授業終了後の活動などですが、教員以外が指導者になった場合には、仕事終わり 19 時頃からの活動が想定されます。そうなりますと市の施設であればその時間帯は、もう既にグラウンドは一般利用でいっぱいである状況でございますので、学校グラウンドの夜間利用が考えられるということでございます。しかしながら、学校施設の夜間照明は補助がない。学校施設環境改善交付金並びにスポーツクラブ活動体制整備事業の補助では、照明設備が対象外となっておりますので、ぜひ、財政措置を要望したいというものでございます。なお、この件につきましては先ほど中核市市長会にお

きまして、来年度、国への要望項目に取り入れられておりまして、全国的な課題と認識をしております。以上です。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(小池保健厚生課長)

教育委員会事務局保健厚生課長の小池と申します。よろしくお願いいたします。着座で失礼します。今お話にございましたとおり、現状、国の交付金につきましては、ご説明した学校施設環境改善交付金並びに部活動地域展開の関係でやはり同じような学校施設の整備補助金というものがあるのですが、そのいずれも夜間照明というものにつきましては対象外になっているところがございます。なかなかこの国の交付金等でそういったものが対象になっていない中で、私の方も何か皆様のお役に立てるような補助制度がないかということをいろいろ探してみたのですが、一つ今この段階で申し上げるのは独立行政法人の日本スポーツ振興センターが行っていますスポーツ振興の一環として実施する助成、スポーツ振興の toto の助成がございます。この toto の助成におきましては、学校の施設であっても、市町村が所管する施設である普通の運動場を問わずスポーツ振興ということであれば夜間照明の新設だとか、あと既存の照明の LED 化なども助成対象となるということで確認できております。

現に本県でも、令和4年度に木曾町が木曾福島野球場のナイター照明の改修におきまして、LED化を行う関係で toto の助成を受けて事業を行ったということも聞いております。県としても先ほどお話したとおり、まず国に対してそういった地域展開で非常にこれから必要だということで要望してまいりますとともに、またそういったスポーツ振興くじの方の活用についても研究してまいりたいと思っています。また松本市さんの方でも内容情報交換させていただきながら皆様方にも適宜情報提供させていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。国の方が部活動地域展開の国庫補助等が非常に遅くなっておりまして、皆様に多大なご迷惑をおかけすることをこの場をお借りしましてお詫びいたします。私のところにも先日ようやく補助金の交付要綱案等が示されまして、第1週明けに皆様の市町村さんの担当者を集めまして、オンラインですが補助金の説明会を行う予定でございます。そういったことでまた非常に補助金の関係、ご迷惑をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見ををお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

ご意見等がないようですので、質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(7) 議題 7 (15 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 7 「特別支援学級の学級編制基準の見直しについて」を議題とします。提案市の須坂市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

国においては特別支援学級の学級編制の基準の上限が 8 名でありますけども、これを 1 学級 6 人に引き下げをお願いしたいということでございます。8 人というのは上限が確かに 8 名で国が定めてございます。かなり負担が多いということでございますので、ぜひ 8 名を 6 名に引き下げをお願いしたいということで要望するものです。それともう一点は、国では特別支援学級を 1 名から設置するようになっておりますが、長野県では 3 名以上ないと新設あるいは改善ができないということでございます。それでは障害のある児童生徒を通常の学級、あるいは知的障害の学級、地域外の学校への付託等が生じてしまいますので、ぜひ知的障害の学級編成基準についても 1 名から引き下げをすることを要望するものでございます。それから 2 点の要望ということでございまして、国の特別支援学級の学級編制基準を 8 名から 6 名に引き下げるということを、それからもう一つは、国の特別支援学級を 1 名が設置できるようになっておりますので、県は 3 名からとなっておりますことを 1 名からをお願いしたいという点でございます。よろしくお願いします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(藤木義務教育課長)

義務教育課の藤木でございます。特別支援学級の定員の引き下げにつきましては、教員の増加が必要であることから、国の定数改善が必要でありまして、編成基準の引き下げ、及び、それに伴う教職員定数の改善について国へ要望しているところでございます。引き続き国に働きかけてまいります。特別支援学級の県基準についてですが、県においては友とともに学ぶということを大切に考えまして、1 学級 3 名以上 8 名以下を原則としているところでございます。しかしながら、現状 2 名以下でありましても、特別支援

学級在籍児童の中学校進学に際し、該当の中学校に特別支援学級が設置されていない場合、新設を行うなど、児童生徒の実情に配慮して設置をしているところでもあります。厳しい財政状況の中ではございますが、引き続き学びを保障する環境については検討してまいりたいと考えております。以上です。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

特に国の特別支援学級は1名から設置できるところが、県は3名からとこういうことがありまして、この1名の関係については、知的障害学級のある他校に行かないと、他校と一緒にならないと3名以上にならないということで、他校との調整ができないと対応できなくなってしまう。これについては、国において特別支援学級1名からということで定めていることから、そのような設置基準としていただくようよろしくお願いします。

(西澤長野市副市長)

その他ご意見等は無いようでありますので本件の質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(8) 議題8 (16 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題8「子ども・子育て支援交付金における地域子育て支援拠点事業の基準額・補助率の引き上げについて」を議題とします。提案市の中野市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(竹内中野市副市長)

子ども子育て支援補助金につきましては、国でかなり大きなたくさんのメニューとして交付金をいただいているわけですが、その中でとりわけ地域子育て支援拠点整備の事業、中野市にも3施設ほどございますけれども、なかなか運営がままならないということでございまして、現在、補助率がそれぞれ3分の1ということで、あるいは基準額の方がそれぞれ5日型とか6日型とあり、上限額が決まっているわけですが、市の持ち出しがだいぶ多くて、約6割ほどの持ち出しになっているというこ

とでございまして、ぜひ各市におかれましてもこういった同様の施設はあろうかと思えます。今後、ますます需要が高まってくる施設でもございますので、引き上げということでご賛同いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(上条こども家庭課企画幹兼課長補佐)

こども家庭課企画幹兼課長補佐をしております上条と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。中野市さんからご要望をいただきました子ども子育て支援交付金における新基準などの引き上げ等についてでございます。この地域子育て支援拠点事業につきましては、子育て親子の交流ですとか、それから子育てに関する相談の場を提供することで、子育て家庭の不安等を緩和いたしまして家庭や地域における子育て支援機能を形成する大変重要な事業であると認識しておるところでございます。一方、少子化や核家族化が進む状況下におきまして、本県においても各市町村が実施しております本事業につきましては、県内100か所以上で実施していただいているところがございますけれども、特に未就園児を育てる子育て家庭の孤立防止ですとか、子育てに関する不安解消にも大きく寄与しているところがございますので、その安定的な運営ですとか充実は、子育て支援の更なる充実の観点から不可欠であるというふうに考えております。一方で、近年人件費の高騰ですとか物価高によりまして、この事業の運営に要する経費は増加しているということも承知しておりまして、これらの実態を十分に踏まえた国による運営費の支援、基準額の設定が重要であるというふうに考えております。県といたしましても、知事会ですとか、他の都道府県等の自治体とも連携いたしまして、機会を捉えて国の方に、この地域子育て支援拠点事業を初めとしますこの子ども子育て支援交付金の基準額及び補助率の引き下げを要望していきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いしたいと思えます。説明は以上です。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

特にご意見ないようでございますので、質疑を終了し、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(9) 議題 9 (17 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 9 「条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充について」を議題とします。この議題は、中野市、飯山市の共同提案でございます。まず、代表市の中野市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(竹内中野市副市長)

中野市のほか、飯山市さん、それから北信 4 町村で構成しております北信広域連合で、介護度老人福祉施設 5 施設の運営をしているところでございますけれども、昨今の物価上昇あるいは人材不足、人件費の高騰で非常に運営が大きな市財政的に支障が生じているという中で、今後も条件不利地というふうに書かせていただいて、こういったことがあるのかどうかだけでございますけれども、いわゆる豪雪寒冷あるいは過疎地域ということで、民間事業者もなかなか手を挙げてくれない、というかほぼありません。ということで公的な施設がやらざるを得ないという状況なのですけれども、特に人材不足が甚だしくて、毎年募集をしても応募がない。介護員、看護師も。何とか過去に働いていただいた人をお願いをして雇用させていただく等により何とか回っている状況ですけれども、先行きの見通しが悪いという状況でございます。国では介護報酬の見直しを前倒しでこの新年度 8 年度とかでやられるというようなことでございます。詳しくわかりませんが、それほどと言ったら語弊がございまして、大きな打開策になるっていうふうには考えておりませんので、ぜひ県内のいくつかの施設があって、こういった地域もある程度あるかと思えます。ぜひ考慮いただきまして、なかなか基準の設定の仕方は難しいだろうと思えますけれども、例えばこういった条件が悪い、民間が手を出しづらいところを何とかカバーできるような制度、補助、支援制度の拡充をお願いをしたいと思っております。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

共同提案市の飯山市さんから補足説明はございますか。

(伊東飯山市副市長)

ただいまの中野市さんお話のとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(今井介護支援課長)

介護支援課長の今井と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。中野市さんと飯山市さんの方から、条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充ということでご要望いただきました。まずもって普段皆様には介護保険を始め、高齢者施設の推進にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。今回の条件不利地域に対する提案の方ですが、介護報酬の配慮については、いわゆる訪問系のサービス移動の関係に着目しておりまして、そういった部分では配慮の設定がされているのですが、確かに施設系においては、そういった設定がされていないということでございます。修繕の関係ですけれども、修繕については今既存の制度でございますと、地域医療介護総合確保基金事業がございまして、そこで特別豪雪地帯、これは飯山市さんが対象になるわけですけれども、そういった加算があり、介護施設を創設するなど一定の条件を満たして実施をするということで、修繕ではちょっと補助対象とならないということが想定されるところでございます。県といたしましては、これまでやはり長野県内は中山間地域等が多いものですから、そういった中山間地域等におけるサービスを、維持確保するために、地域の実情に合った介護報酬の見直し、それから介護報酬が昨今の物価高騰に迫りついておらず、介護サービス事業者の経営が非常に厳しいものとなっていることから、緊急的な財政支援を講じるとともに、次期改定を待たずに前倒しして介護報酬の改定を実施することと、これも国の方へ強く要望してまいりました。国におきましては、先ほどお話ありましたように、令和8年度に臨時の報酬改定を前倒しで実施するというごさいまして、内容につきましては、介護従事者の処遇改善、食費の基準費用額の引き上げといったことの改定を行うということでございます。それと昨年末、国の方で成立いたしました経済対策に伴う補正予算につきまして、県の方もこれを受けまして、11月議会、1月議会で、県の補正予算を計上いたしまして、介護従事者への賃上げ支援、介護事業所・施設等に対するサービス継続のための設備備品の購入費用の補助、食料品の購入費、それから光熱費等への助成を今後実施させていただく予定であります。国の方では令和9年度に報酬改定がございまして、その改定に向けまして、制度改正の議論がなされております。介護報酬は全国一律で今まで設定をされてきたのですが、地域の実情に応じた介護報酬の設定ということで、今回は地域の実情を踏まえたサービス提供体制支援として、中山間・人口減少地域における人員基準の緩和といった新しい特例介護サービスの創設も検討されているところでございます。その他にも検討されているところでございますので、県の方でも注視をいたしまして、中山間地の多い長野県において介護サービスが維持確保できるよう引き続き必要な支援を実施検討するとともに、国に対しまして要望を行ってまいりたいと考えております。私の方から以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(西澤長野市副市長)

特にないようでございますので、本件を原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり（一部修正して）採択いたします。

(10)議題 10 (18 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 10「共生型生活介護サービス費報酬の見直しについて」を議題とします。提案市の飯田市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(高田飯田市副市長)

10 番の共生型生活介護サービス費の報酬の見直しについてお願いしたいと思います。資料 2 ページ後を見ていただいて、ここに共生型サービスの基準報酬のペーパーがついておりますので、この制度は平成 30 年ごろスタートした制度で、飯田市としますと、障害者の事業所が少なく、介護事業所の多いという中で、障害児者が利用できるように介護事業所にこの共生型サービスを適用して障害者の受け入れをしていただきたいということで今まで働きかけをしてきているのですけれども、今回お願いしたいのは、下の方の表で障害者が利用をする場合に、介護事業所を利用するときに、障害支援区分に関わらず報酬が一律というところになっていまして、重度障害者は、この介護事業所で利用しようとする、介護事業所が見合った報酬を受け取れないということで、なかなか参入が進まないという状況があります。そのため、ここの部分、障害区分に応じて残価の見直しができますように、そんな見直しのお願いをしたいということでございます。介護事業所はたくさんありますので、障害児者が今後この介護事業所を利用しながら、介護認定を受けるような状況になっても、続けてこの同じ事業所で受けられるサービスを受けられるということにもなりますので、ぜひここの拡充をお願いしたいという要望でございます。お願いします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(藤木障がい者支援課長)

障がい者支援課長の藤木でございます。各市の皆様方には、日ごろから大変お世話に

なっております。ありがとうございます。それでは着座にて説明させていただきます。飯田市さんから共生型報酬の見直しについてご提案をいただきました。ご案内のとおり共生型のサービスにつきましては、介護や障害の枠組みにとらわれることなく、地域の実情に応じて、それぞれのニーズに柔軟に対応できる制度として創設された、そんな仕組みでございます。共生型については、通常的生活介護の基準を弾力化することによって、通所介護事業所等が簡易な手続きで、指定を受けやすくしたものでございます。具体的には通常的生活介護に求められているサービス管理責任者などの専門職員の配置ですとか、あるいは平均障害支援区分に応じた人員配置などの、基準を満たしていなくても、共生型にあたる指定を受けることができるそんな仕組みでございます。報酬単価については、人員配置やサービスの専門性に応じて設定されていることから、共生型の報酬単価が通常的生活介護に比較して、低く設定されているということ、それ自体については一定の合理的な理由があるというふうに思っております。しかしながら先ほど飯田市さんからご指摘があったように、通常的生活介護の基本報酬が障害支援区分に応じた単価設定になっている一方で、共生型は障がい支援区分にかかわらず、一律の単価になっているということでございますので、ここについてはサービスの実態を把握した上で、必要に応じて国に対して基本報酬の見直しを要望してまいりたいと思います。また、共生型であっても手厚い支援を実施していただいている事業所については、重度障害者支援加算ですとか、入浴支援加算などの加算を算定することができるようになっておりますので、県としてはこういった加算の取得を促していきたいとそんなふうに考えております。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

特にないようでございますので、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(11)議題 11 (21 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 11「国土調査結果反映の迅速化について」を議題とします。提案市の伊那

市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(伊藤伊那市副市長)

伊那市です。よろしくお願いいたします。国土調査につきましては自治体ごとに実施状況や進捗率に差があるわけですが、実施中の県内各市にお伺いしたところ、調査結果が登記簿に反映されるまでにはかなりの時間を要している状況は同様と考えております。昨年開催されました長野地区地方法務局伊那支局との打ち合わせでは、表示登記により必要な人員が足りず、異動や退職によりまして令和8年度以降は、さらに調査結果の反映が遅くなる見込みということで説明があったところでもあります。事務手続きにおいて正確な処理に一定の時間を利用することは、十分理解できるところではありますが、調査結果が反映されない状況は不動産取引や相続、重要な市税である固定資産税の適正な課税等に大変影響があるものであります。法務局をはじめとする関係機関の早急な対応を求めるため、提案するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(小松農地整備課長)

農政部農地整備課長の小松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。農地整備課では農業農村整備事業、いわゆる土地改良事業をやっておりますけども、今回ご提案のありました地籍調査にも対応しておりますので、ご説明したいと思っております。それでは着座にて失礼します。伊那市さんから国土調査結果反映の迅速化についてご提案をいただきました。ご案内のとおり国土調査は国土調査法に基づきまして行われております地籍調査、それから土地分類調査、あと水調査の三つからある調査でございます。このうち地籍調査につきましては、一筆ごとの土地の所有者、それから境界、面積、地番等に、基礎的な情報を調査しまして地籍を明確化するもので、市町村の皆さんが実施主体となりまして進めております。令和7年度の県内19ある市のうち実施状況ですけども、調査実施中は12市、残り7市につきましては、完了が1、休止中は5、未着手は1という状況でございます。なお令和8年度からは国道20号の諏訪バイパスの工事に先立ちまして、休止中の諏訪市が調査を再開する予定となっております。伊那市さんからご案内がありましたとおり、調査の結果、成果が登記されまして、法務局の備え付けの地図に更新されることによりまして、土地取引の円滑化、それから課税の適正化、さらには最近言われております災害復旧の迅速化といった効果が発揮されるため、調査実施後の速やかな、成果の認証それから登記所への送付が求められていますけども、伊那市さんから提案があったとおり調査結果の反映に時間を要している状況は認識してございます。調査実施の手続きにつきましては、市から県への認証申請、それから県から国土交通省への承認申請を行いまして、それをバックする形で国から県の承認、県から市への認証の後に、法務局への送付登記に至る流れになってございますので、成果の認証にか

かる期間については、書類の不備に係る審査の期間の延長を短縮するため、県の方で独自に作成したマニュアルを使いまして、認証請求書類を適切に整備できるようにすることで、研修等を通じて市町村に周知をしているところでございます。一方、送付それから登記につきましては、法務局との意見交換会等の情報から地籍調査の事業量が多い佐久、それから伊那の支局、さらには長野本局において受け入れ態勢が整っていないとの理由で、認証の成果が受領されないため市から送付できないでいるとして、登記の手続きが滞っている状況を県の方でも確認してございます。こうした状況を踏まえまして、県としては国土交通省の通知に基づきまして、県と法務局によります地籍調査連絡会議を行うとともに、市と法務局の各支局による地籍調査打ち合わせ会を通じまして、調査状況の共有を図ることによりまして、成果の受け入れ体制の整備改善を要望しているところでございます。地籍調査の結果の反映の迅速化につきましては、引き続き県、市、法務局が連携して取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見を申し上げます。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

特にないようでございますので本件は原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(12)議題 12 (22 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 12「制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について」を議題とします。提案市の須坂市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

これに関しては農地中間管理機構へ農地の貸し借りを希望すると回答しても、現状では農地管理機構が買い手の決まってない農地については引受けを拒否してしまう。制度本来の趣旨からすれば、農地管理機構が貸したい意向のある農地を積極的に引受け、借りたい意向のある者とマッチングを行うことで、農地バンク本来の機能を発揮するとい

うことでありますことから、現状では借り手と貸し借りに関する事務処理を行ってきたとしか機能してないわけでございます。そういうことから、農地管理機構の制度の本来の目的を達成するために、貸し借りに希望のある農地を積極的に借り受け、農地バンクの機能を発揮することを要望するものでございます。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(白石農村振興課長)

農村振興課長の白石と申します。日頃は農業農村の振興につきましてそれぞれのお立場でご尽力をいただいていることに対しまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。それでは着座で説明をさせていただきます。須坂市さんより制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施についてということでご要望をいただきました。農地中間管理事業の実施に当たりましては、機構による農地の借受可否について農地中間管理機構が定める公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業規程によりまして判断がされているところです。このことについては、農林水産省でどのような農地でも借り受けるものではなく、受け手の借り受け意向のある農地を積極的に機構が借り受け、受け手の希望するタイミングまで中間管理するものであり、各機構が事業規程に定める借受基準に適合しない農地まで借り受けを行うものではないという見解をお示しているところでございます。機構の借受基準では、出し手と借り手の調整が整った場合を除き、用排水や道が狭いなど、また傾斜が強いということなどを利用条件が劣る農地は不適合となり、受け手の確保が困難な農地については、機構に借り受けられにくい状況が生じているものと考えているところでございます。農地中間管理事業の実施に当たりましては機構の借受基準に沿った運用がされているところですので、県としましては、今後も事業が適切に実施されますよう状況を注視するとともに、機構の機能強化の支援に努めてまいりたいと考えております。また各市におかれましては地域の農業農村の維持発展に向けて策定されました地域計画の実行及びブラッシュアップの取り組みを進めていただくとともに、市町村や地域の農業再生協議会は、機構の業務委託先として農地中間管理事業の一翼を担っていただいていることも踏まえまして、利用条件の劣る農地につきましても、受け手の確保に向け引き続き積極的な取り組みをお願いしたいと考えているところでございます。説明は以上です。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

農地管理機構が行う農業開発工事が始まっているわけでありまして。これにつきましては今の説明ですと、例えば、どうしても山間部の農地ですとか、道路が狭いですとか、

そういうことで借り手がない農地は別としても、そうではない農地についても借り手が決まっていなくて受けてくれないということは改善できるのですか。

(白石農村振興課長)

中間管理ということで2年間は公社が草刈りをするだとか、ロータリーをかけるとかってということで管理はするのですが、その2年間の間に借り受け者が決まらなると、だんだんと不良な農地が残ってしまうということになりますので、各市町村の皆さんそれから農業委員会の皆さんと、事前の協力、情報交換を密に行いまして、そういう不良農地を抱えないように工夫しながら進めているところですのでご理解いただければと思います

(中澤須坂市副市長)

そうすると、2年間の間に買い手を見つけたいという、そういう努力をしてもらえることでよろしいですか。買い手が決まっていなくて農地も受けてもらえないということでもよろしいでしょうか。

(白石農村振興課長)

規定に基づいてやっていますので借り受けについては、公社としっかり調整を行っていただければと、県の立場ではそういうふうをお願いしたいところです。

(中澤須坂市副市長)

決まっている農地しか受けてくれないということですので、借り手がいないような農地については受けてもらえるようお願いしたいという要望でございます。

(白石農村振興課長)

要望として承って、機構の方にもお伝えしてまいりたいと思います。

(西澤長野市副市長)

なかなか中間農地の維持管理の課題等もございましてということでしたので、また要望としてお受けいただければと思いますが、よろしいでしょうか。それでは本件につきまして、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり（一部修正して）採択いたします。

(13)議題 13 (23 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 13「狩猟期間の拡大について」を議題とします。提案市の須坂市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

この狩猟期間につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに鳥獣の適正化に関する法律があり、このように記載されております。毎年 10 月 15 日から翌年の 4 月 15 日までの 6 か月間の期間の中で定めると決まっているわけですが、本県におきましては施行規則によりまして、イノシシ、それからニホンジカのワナも 11 月 15 日から翌年の 3 月 15 日までの 4 か月間の期間が定まっているところでございます。しかし今年度のイノシシ、ニホンジカの狩猟の頭数は昨年を倍に近い上まわる状況になっているわけですが、電気柵の設置によりまして、農業被害の対策を講じておりますけど、林業被害への対応も重要と考えておりますので、ぜひこの狩猟期間については施行規則を運用されまして、もう少し延ばしてもらいたいと思います。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(宮坂森林づくり推進課鳥獣対策担当課長)

林務部森林づくり推進課鳥獣対策担当課長の宮坂と申します。日頃より有害鳥獣の対応につきましてご協力いただきありがとうございます。着座にてご説明させていただきます。須坂市さんから狩猟期間の拡大ということで、イノシシ、ニホンジカのワナ猟の期間の更なる拡大についてご要望をいただきました。まず狩猟期間の定義につきましてはただいまご提案の方にもありましたが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では使用期間は毎年 10 月 15 日から翌年の 4 月 15 日までと定めております。その上で環境大臣は狩猟鳥獣の保護を図るため、北海道以外の区域における狩猟期間を毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日までに限定しております。知事は第二種鳥獣管理計画の達成のために特に必要があると認める場合には、法律上の狩猟期間 10 月 15 日から翌年の 4 月 15 日の範囲内で捕獲等を行う期間を延長できるとされております。長野県における狩猟期間の考え方ですが、長野県ではニホンジカ、イノシシの捕獲を推進するため、市町村、猟友会、漁業協同組合等の意見を踏まえ、平成 20 年から従来の 11 月 15 日から翌年の 2 月 15 日の狩猟期間をニホンジカ及びイノシシのワナ猟に限り、翌年 3 月 15 日まで延長してございます。狩猟期間の延長に当たりましては、関係者からの意見を踏まえ、ツキノワグマの活動期にワナを設置することは、ツキノワグマの錯誤捕獲をしてしまう可能性が高まるため、活動期にあたる期間を除いた毎年 11 月 15 日から翌年 3 月 15 日を使用期間としているところでございます。県としての見解でございますが、法律上は 10 月 15 日から翌年の 4 月 15 日の範囲内で治療期間を設定することが可能ですが、使用期間を延長した場合、狩猟者によるニホンジカ、イノシシの捕

獲機会の拡大が期待できる一方で、ツキノワグマの錯誤捕獲や錯誤捕獲したツキノワグマの捕獲時の危険性が増す懸念がございます。狩猟期間の延長につきましてはこうした点を踏まえつつ、市町村、猟友会、漁業協同組合などの関係者等も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

あと2か月間の延長ができるわけです。施行規則で10月15日から4月15日までの期間となっております。6か月まで延長できるということでございます。これにつきましては今被害が相当出ておりますので、特にイノシシ、ニホンジカの捕獲については、いわゆる倍近い数字になっていますけれど、更に被害が出ておりますのでぜひこれについては検討いただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(宮坂森林づくり推進課鳥獣対策担当課長)

他の市町村の関係者の方々との意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは本件につきまして原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採いたします。

(14)議題 14 (24 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 14「消防等の公用車両に係るNHK受信料の免除について」を議題とします。この議題は、佐久市、小諸市の共同提案でございます。まず、代表市の佐久市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(畠山佐久市副市長)

佐久市です。よろしく願いいたします。件名にございますように消防等の公用車両に関わるNHK受信料の免除ということでございまして、私ども消防等につきましては佐久広域連合として整えておるところでございますけれども、広域連合といたしましては

組織立てて国へ要望するという手立てがなかなか難しいということでございますので、この市長会という組織でお願いをすることでございます。恥ずかしながら、通常の市役所の公用車両につきましては私どももちょっと認識不足もございましてNHKの受信料につきましては遡ってお納めをさせていただいているところでございますけれども、社会福祉施設ですとか学校等々、免除の基準がある中におきまして、大規模災害等につきましては、他県への応援出動等をされる、こういった消防等の公用車両についても、ぜひ免除規定をつけるべきではないかということで要望をいたします。避難情報や気象災害状況等をリアルタイムに取得する必要がある。非常時に出動において必要なものという認識でございますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

(西澤長野市副市長)

共同提案市の小諸市さんから補足説明はございますか。

(特になく)

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(土屋市町村課行政係長)

大変お世話になっております。企画振興部市町村課行政係長の土屋と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。本回答でございますが担当部局が所用により本日回答に参加させることができないということでございましたので、市町村課の方から、回答の代読をさせていただきます。着座にて失礼いたします。今回、佐久市、小諸市様からご要望いただきましたNHK受信料の免除につきましてでございますが、現在の免除基準につきましては、日本放送協会の受信料を免除基準にこちらにより定められておることということでございまして、NHKが受信料の免除、こちらの基準を定め、総務大臣の許可を受けるものと承知しているところでございます。ご要望のありました消防等の緊急災害出動を主目的とする車両、こちらに設置されたTV機能、こちらにつきまして災害時における公共放送からの情報収集において有用なものであると認識をしているところではございますが、消防業務を含めて行政が担う公共的な業務全体の中で、NHKの受信料の免除をどの範囲で行われるか、行われるべきものなのかということにつきましては、なかなか区分も難しいところがあるとも認識をしているところでございます。県としては国会での議論など関係機関の動向につきまして、引き続き注視をしてみたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見ををお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

特にないようでございますので、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(15)議題 15 (25 ページ)

(西澤長野市副市長)

次に、議題 15「上下水道施設の老朽化対策や地震対策に対する支援の拡充について」を議題とします。提案市は私ども長野市であります。若干の補足説明をさせていただきます。

資料のとおり、上下水道の管路の更新、耐震化にかかる国の補助制度でございますが、基幹管路が中心となっております。その先、末端の配水支管及び污水管は、そのほとんどが補助対象外となっているのが実情でございます。ぜひこれらにつきましても補助対象となるよう制度の拡充と補助の採択要件の緩和を要望するという内容でございます。

それでは県のご見解等をお願いできますでしょうか。

(山崎水道・生活排水課長)

環境部水道・生活排水課長の山崎でございます。日頃より本県の上下水道行政に協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。資料 25 ページ、上下水道施設の老朽化対策や地震対策に対する支援の拡充について説明を申し上げます。ご指摘のとおり、現行の防災・安全交付金におきましては配水支管及び污水管につきまして更新耐震化事業の補助対象外とされておりますことから、各事業体の皆様のご負担で整備をすすめているという状況でございます。長野県は地理的条件により管理すべき管路が長大でございます。管路更新や耐震化に費用と時間がかかること、また補助対象となるような大口径の管路が少ないこと等、地域の実情については承知をしているところでございます。一方で国におきましては、能登半島地震の教訓に基づきまして、上下水道施設の耐震化は上下水道耐震化計画に基づいて、急所施設ですとか、避難所などの重要施設に接続する管路から計画的に耐震化を図ることとしております。また、埼玉県八潮市で発生いたしました道路陥没事故を踏まえまして、老朽管管路の更新に当たっては社会的影響が大きい、管径の大きなものから優先的に実施をしているところでございま

すので、この件に関しましてはご理解を頂戴したくお願いを申し上げます。説明は以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

特にないようでございますので、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(西澤長野市副市長)

ここからは、再提案議題の審議となります。冒頭で事務局から説明がありましたとおり、再提案の議題は個別審議の希望がない場合は、「一括審議」としておりますが、今回は、あらかじめお聞きしている「個別審議」の希望としまして、伊那市さんから議題 26 の 1 件がございます。よって、議題 16 から 27 までのうち、はじめに議題 26 の 1 件を個別審議し、その後に残りの 11 件につきまして、一括で審議を行います。

(16) 議題 26 (40 ページ) 再提案議題 個別審議分

(西澤長野市副市長)

それでは、議題 26「長野県中小企業融資制度に関する見直しについて」を議題とします。提案市の伊那市さんから補足説明がございましたらお願いします。

(伊藤伊那市副市長)

伊那市です。よろしくお願いいたします。昨年の市長会総会で上田市さんから中小企業融資制度に関わる市町村の負担軽減の支援についてということで議題提出されておりました、関連して再提案させていただくものであります。県の融資制度につきましては中小企業にとって大変メリットが大きく、事業支援、事業継続に大変寄与しているものであります。その分の利用が拡大しておりまして、保証料補給金に関する市町村負担も増加しております。伊那市におきましても、令和 7 年度上半期では前年同期の 2 倍以上ということで、増えておりまして、金利が上昇傾向にあります令和 8 年度におきましても更なる拡大が見込まれるところであります。県の方でも若干金利のプラスについて

検討されているようではありますが、民間金利との乖離はまだまだ大きいと、制度資金への利用が集中することが見込まれるところであります。このような中で、よりよい融資制度となりますように、市町村も交えて利率や、便利で円滑な運用などについて検討する場を設けていただくようにご提案させていただくところでありますので、よろしくをお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

それでは、県のご見解等、ご説明をお願いします。

(土屋市町村課行政係長)

企画振興部市町村課行政係長の土屋でございます。こちらにつきましても担当部局からの回答を預かっておりますので、私の方で代読させていただきます。着座にて失礼いたします。今回、伊那市様からご要望いただきました件でございますけれども、こうした県の制度に対するご要望につきまして、例年市町村の皆様方に、アンケートを行って実態の把握に努めてきているところでございます。今般いただいております要望等につきましても市町村の皆様ともコミュニケーションを密にしながら検討していきたいと考えているところでございます。なお、参考までに R8 年度当初予算におきましては 3 点ほど対応を検討しているようでございまして、1 点目といたしましては県制度の貸付金利の引き上げを検討しているところでございます。2 点目といたしましては、経営健全化支援資金の厳格化の予定をしているところでございます。3 点目といたしまして、市町村の皆様方の負担を要しないメニューの新設についても検討しているところでございます。いずれにいたしましても、引き続き市町村の皆様方とコミュニケーションをとりあう中で、制度の検討を図っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(西澤長野市副市長)

ただ今の県の説明を含め、この議題に対するご質問、ご意見をお願いします。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

特にないようでございますので、原案のとおり採択し、市長会総会へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、本件を原案のとおり採択いたします。

(西澤長野市副市長)

続きまして、再提案の議題 16 から 27 までのうち、個別審議を行った議題 26 を除く残りの 11 件につきまして、一括で審議を行います。なお、再提案にあたり、提案市から特に補足説明が必要な議題がございましたら、発言をお受けいたします。提案市の皆様で、特にご発言の希望がございましたら、挙手をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

議題の 23 番ですけれども、行政処分等に伴う自立支援給付金等負担金の返還に関わる制度の見直しについて、長野市、須坂市、佐久市さんの提案があったもので、これにつきましてはどういうことかといいますと、ある事業所が、保育事業として、特定児童通所支援事業を行っていたのですが、その際に保育所を配置しないといけないところを、配置せずその分の補助金を受け取ってしまったもので、これにつきましては国から返還請求を求められているわけでございますけど、これにつきまして、事業者がその返還地域を不服としまして、最高裁に上告しておったところでございます。ところが今月の 1 月 13 日に上告が棄却されて確定しました。国から支払えということで請求書が届くわけでございますけれど、須坂市に支払えという通知が届くわけです。なぜかと言いますとトンネルで須坂市を通過して事業者へ補助金を行ったわけで、事業者から須坂市が徴収してそれで国に支払えばよいのですが、その事業者はもう既に返せるような状況になってないわけです。それに関わらず、市町村が返さなければならないということでございます。この辺について、ぜひこれ国においても、市町村から徴収するのはよいのですが、その前に事業者から徴収するとか、そんな方法をとってもらいたいという状況でございます。これ上告の棄却が確定したものでございますので、早急に対処しなきゃならないということになってくると思いますので、特に国へ要望する場合には、「早急な対処をお願いしたい」というような感じにしていきたいと思っております。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

加えての補足説明ということでしたが、特にこれは県の見解等の発言はございますか。

(土屋市町村課行政係長)

また、担当部局に伝えたいと思っております。

(西澤長野市副市長)

本件は長野市でも提案した事案でございますが、あと国の方で改善の余地があるかどうかはありますが、要望はしていきたいと考えてございます。他にございますか。

(竹内中野市副市長)

中野市です。ただいまの 23 番でございますが、実は中野市もですが、事業所が中野市にあったわけではないのですが、須坂市さんの施設に通われ、利用されている方がいら

っしゃいまして、金額っていうのは須坂市ほどのことではないですけども、先ほど須坂市さんからご説明がございました事業者からの訴訟が棄却されたというような状況について、中野市も様子を見ていたわけですけども、そういった判決が出たからということではないですけども、今更で申し訳ないですけど、中野市もぜひ一緒に共同提案に記載させていただければと思っておりますがいかがでしょうか。はい、ありがとうございました。中野市さんも追加したいということですので事務局の方で対応いただければと思います。

(西澤長野市副市長)

他の議題につきましても何か補足があればお願いしたいと思います。

(大内千曲市副市長)

議題 27 番の水道広域化に関することですが、この中で期間の延長とか内容の充実とかを要望したところですけども、先日 12 月に国交省の予算の概要というのが出されて、それによりますと、16 年までであったのが 22 年まで延長するということが明記されたということですので、まだ確定とは言えないかもしれませんがそういったものがだいぶ進んでいますので、この文面については確定した場合には、表現を少し変えてもよいであろうと思いますので要望に向けては表現を検討いただければと思います。

(西澤長野市副市長)

ありがとうございます。また国の動向を見ながら、修正の必要があれば修正の対応を必要に応じてするというところでよろしいでしょうか。事務局の方で適宜対応させていただくこととさせていただきます。他にはいかがでしょうか。

(発言は無く)

(西澤長野市副市長)

他には特にないようでございますので、これらの議案につきましては、原案のとおり採択ということで市長会総会へ提出するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、それぞれを原案のとおり採択することといたします。以上で、各市から提出のありました議題の審議が終わりました。ここで、ご審議いただきました議題の取扱い等について確認いたします。事務局長からお願いいたします。

(福田事務局長)

ご審議大変ありがとうございました。審議結果について整理をして申し上げます。新規提出議題 15 議第、それから再提出議題 12 議題、合わせまして 27 議題でございますけれども、いずれも採択をされましたので市長会総会の方に提出をさせていただきたいと思っております。なお、このうち議題 3、寒冷地手当の支給地域見直しに係る要望につきましては、中野市さんと長野市さんが共同提案市に加わりたいというお申し出があり、また、議第 23、行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しにつきましては、これも中野さんの方から共同提案市に加わりたいというお申し出がございましたのでそのように修正をさせていただきたいと思っております。また、ただいま議題 27、水道事業の広域化に対する国の補助金交付制度の見直しについて、千曲市さんの方から必要が生じれば文言修正の余地があるというご指摘をいただきましたので、状況を見ながら必要がございましたらこれも修正のお手続きを取らせていただきたいと思います。関係の市にはそれぞれお諮りをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(西澤長野市副市長)

ありがとうございました。各議題の取扱いについて確認させていただきましたが、事務局長の説明のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(西澤長野市副市長)

ご異議がないようですので、説明のとおり取り扱いたします。副市長、部長の皆さん、並びに説明いただきました県の皆さんにおかれましては、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

(西澤長野市副市長)

ここで、15 分間休憩といたします。再開は、14 時 55 分とさせていただきますので、時間までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

以降は非公開としますので、報道の皆様はご退出ください。

-----以降、非公開-----

5 事務局報告事項

6 県等からの施策説明

7 その他

8 閉会